

# 『朝野群載』卷二一 校訂と註釈 (六)

朝野群載研究会

## 凡例 (追加)

(大高 広和)

## 本文編

### 九 参考文献

国務条事については、生島修平・染井千佳・森公章「『朝野群載』  
卷二十二「国務条々」校訂文(案)と略註」『白山史学』四六、二〇  
一〇)が発表されている。煩を避けて各条の参考文献に挙げてはいな  
いが、検討にあたって参照した。

### ③⑧ 国務条事

#### ◇第二四条

一、可以信馭民事

馭民之術、以信為先。民若知之、則所仰之事、指掌易成。若以矯飭  
馭之、則人多疑心。

### (付記)

今年度の研究会参加者は、以下の通りである。

佐藤信

吉松大志、宮川麻紀、大高広和、西本哲也、柿沼亮介、林友里江、  
神戸航介、武内美佳

#### ◇第二五条

一、為政之處、必具官人事

被置四等官、皆是為政也。必可具其人。

朝野群載研究会メールアドレス: choyagunsai@yahoo.co.jp

#### ◇第二六条

一、定政之後、不可輒改事

為政之道、以嚴為本。仍議定之後、輒不可改定。若有改定、則百姓稱輕々而已。

### ◇第二七条

一、不可輒解任郡司・雜色人事

若有雜怠、重可召勘、兼加諷諫。但至于重犯、不在此限。

### ◇第二八条

一、可知郡司・雜任等清濁勤惰事

勤仕公事之輩、以清廉者為首。仍為明清濁、必可知勤惰也。抱忠節之者抽加恩賞。是勵傍輩之故也。

### ◇第二九条

一、不可輒狎近部内浪人并郡司・雜任事

百姓狎近、必瞻賢愚。内表虞胡、外放狎詞。仍於公私務、自有忽諸。但隨國秣耳。

### ◇第三十条

一、國司入部、供給從儉約事

國司入部之間、非無事煩。仍可從儉約。

### ◇第三一条

一、不可國司無殊病故、輒服宍・五辛事

國務之中、必有無止仏神事。仍不淨之間、動致懈怠。無殊病故、輒

不可服之。

### ◇第三二条

一、慎火事

火事是尤可慎。外土之人不顧後災、偏結行時之怨、動企放火之心。

### ◇第三三条

一、可仰諸郡、令捕進無符宣稱館人闖入部内、好濫惡類事

新任之吏、臨境之後、姦徒應響、多稱館人、冤凌人民、掠奪人・物。如然之輩、可捕進其身之由、早放符宣。

### ◇第三四条

一、不可令罵罵家子并無止郎等事

自思無止、動成惡事。雖加其諫、一切無慎。進稱不行非法之由、退致詈罵・誹謗之詞。此事漸積、為民嘲哂。凡奉公之貴、是為我身也。縱云最愛子息并郎等、若不憚制止、早以追却。不濟公事、得不治名之時、何子息・郎等相扶我者乎。一任空暮、各以分散。朝夕無從、更有何益乎。

### ◇第三五条

一、就内方事、不可一切与判事

愁左道事之輩、動屬託内方、令出申文。就彼事与判之時、不治之名、普聞國內。仍不論理非、一切停止。又不可用内房讒言。

### ◇第三六条

一、不可用讒言事

相從受領之輩、必有勝他之心。為摧傍人、動致讒言。若用之時、閑暇常表人短。其事漸積、遂成人害。不用之時、一切無為。是殊勝千萬也。

### ◇第三七条

一、不可分別舊人・新人事

雖舊人有無益之者。雖新人有可用之者。若賞不用之舊人、則採用之新人不致忠勤。只以當時採用之輩、令勵忠勤。況乎採用舊人、誰敢敵對乎。

### ◇第三八条

一、可以公文優長人為目代事

諸國公文目代、必少優長。然則不論貴賤、唯以堪能人、可為目代。公文未練之者、勸濟公文之時、并前後司分付之間、極以不便也。事畢之後、搔首無益。

### ◇第三九条

一、不可用五位以上郎等事

五位有官郎等、是不治之根本也。雖張行惡事、依為有位之者、強不能抑屈。内雖搔首、外難強制。適雖令諫、知能無信受。縱雖近親、一切停止。此事有可顧之人者、別給土產物耳。

## 註 釈 編

### ◇第二四条

一、可以信馭民事

馭民之術、以信為先。民若知之、則所仰之事、指掌易成。若以矯飾馭之、則人多疑心。

### 【校訂註】

- (1) 指…「損」「指」と傍書(史)、「損」「豊」
- (2) 掌…「賞」「掌イ」と傍書(史)、「賞」「豊」
- (3) 矯…欠(底)、脱「矯」を補(伴)
- (4) 飭…脱(紅)

### 【書き下し】

一、信を以て民を馭すべき事

民を馭するの術、信を以て先と為す。民若し之を知らば、則ち仰する所の事、掌を指して成し易し。若し矯飾を以て之を馭せば、則ち人に疑心多し。

### 【註】

- (1) 掌を指して 非常に容易なこと。「論語」八佾の包咸注に「如指示掌中之物、言其易了。」とある。
- (2) 矯飾 うわべをいつわりかざること。

## 【内容と解釈】

本条からの第二六条までの三条は、国司が任国で政治をおこなうに際しての訓戒的な条文となっている。その一つ目の本条では、民衆に對して信をもって統治をおこなうことの重要性が説かれ、偽ったり飾り立てたりして政治をおこなおうとすると民衆から疑いの目を向けられると警告している。

本条は「以信為先」など、儒教的表現が見られるのが特徴である。儒教的徳治主義によって任国を治めようとする姿勢は古代の国司に散見される場所であるが、その代表例として菅原道真が挙げられる。

彼の漢詩文集『菅家文章』には、仁和二年（八八六）から寛平二年（八九〇）まで守として赴任していた讃岐国で詠まれた漢詩が多数おさめられている。その中の二一九・行春詞に「事々当資仁義下（事々仁義の下に資るべし）」「尊長思教卑幼順 卑貧恐被富強凌（尊長は卑幼を順はしめむことを思ふ 卑貧は富強に凌げられむかと恐る）」、二二一・路遇白頭翁に「願因積善得能治（願はくは積善に因りて能く治むること得む）」とあるように、道真は仁義や積善によって任国の統治を良くしていこうという姿勢をもっていったことがわかる。このような儒教的徳治主義が道真の個性によるものではなく、国司のあるべき姿として平安時代の貴族層に認知されていたことは本条からも推測されるところである。

## 【関連史料】

『菅家文章』二一九・行春詞、同二二一・路遇白頭翁

## 【参考文献】

佐々木恵介『受領と地方社会（日本史リブレット 十二）』（山川出版社、二〇〇四）、春名宏昭『菅原道真の任讃岐守』（和漢比較文学会編『菅原道真論集』勉誠出版、二〇〇三）

（吉松 大志）

## ◇第二五条

一、為政之處、必具官人事  
被置四等官、皆是為政也。必可具其人。

## 【校訂註】

- (1) 一：脱「一」を補（史）、脱（豊）
- (2) 四：「日」「心イ」と傍書（史）、「日」（豊）、「心」「四」と傍訂（伴）
- (3) 官：「宮」（加筆して「官」と訂正）（伴）
- (4) 皆：脱（大）

## 【書を下し】

一、政を為すの処に、必ず官人を具す事  
四等官を置かるるは、皆是政のためなり。必ず其の人を具すべし。

## 【註】

- (1) 官人 ここでは後出の「四等官」と同義。受領以外の任用国司を「官人」と称する表現は、国務条事では新司入境の第七条、境迎の第八条、印鑑受領の第十一条にも見える。また大治二年（一一二七）紀伊国在庁官人等解案（平・補三〇二）や、康治二年（一一

一四三) 尾張国安食莊立券文(平・二五一七) などでは、除目で任命された国司とは異なる者たちが、「在庁」の奥に国司四等官の肩書きで「官人」として署判を加えている。

(2) 四等官 国司の守・介・掾・目のこと。国務条事に見える四等官には、第十条で新司が任符を「目」に授ける、第十一条で「次官以下目以上」が新司の館へ印鑑を持参する、第十七条で「長官」「庶官」が尋常庁事に参加する、といった例がある。

#### 【内容と解釈】

本条では、政務は国司の四等官がおこなうべきことが述べられている。このような条文が国務条事にもうけられていることは、四等官以外の者が国務をおこなっていた現実があったことを示している。

九世紀以降、調庸貢納や正税確保の責任が受領(官長)に集中するのにもない、任用国司の形骸化や遙任化が進んだ。地方では郡司や有力豪族層が受領のもとに再編成され、国司の下僚と化して国務を遂行し、また受領が任地に赴く際に同伴した子弟や郎等も現地で受領の手先として活動した。彼らは任用国司の代わりとして徴税行為をはじめとするさまざまな統治活動に従事したが、その中で民衆との軋轢が生じることとなった。それを示す史料として著名なのが尾張国郡司百姓等解である。

尾張国郡司百姓等解の第十六条には「就中檢田之政、以任用国司勸注之。而或郡放濫惡之子弟郎等、或郡人不調之有官散位者、…」とある。乱暴をはたらく受領の子弟や郎等との対照という形ではあるが、受領の横暴を訴える郡司や百姓も、本来国内の政治は国司がおこなうべきであるという認識をもっていたことがうかがえる。このように国

司四等官が国内政治をおこなうのが正しいあり方であるという見解が、中央の貴族と地方の民衆とで共通していたことは注目すべきである。

しかし、第十八条や第三八条で国務に従事する有能な目代の重要性が説かれているように、現実としては国司以外の者が諸々の活動をおこなうのが日常的であり、彼らの存在がなければ国内統治は立ち行かなかった。国務条事の中でさえ、相反する理想と現実が交錯しているのである。

『時範記』二月十五日条を見ると、因幡介久経が守平時範に、神拝についての指示を受けている。ただしこれは久経が宇倍宮社司を兼ねているためと思われる、それ以外の記事では三人いる介はもっぱら時範に対する馬の貢上をおこなっているのみで、また掾や目は見えない。

時範が因幡守をつとめた十一世紀末〜十二世紀初頭には、すでに中央が任じる任用国司は実質的機能を喪失し、在庁官人などが任用国司を称する「在国司職」が諸国で成立し始めるとされ、関幸彦氏は宇倍宮社司を兼ねる介久経を「在国司」にあたりと推測している。彼らは国司四等官の肩書きを有するとはいえ、本条の言う任国の政治をおこなうための四等官とは異なる存在であった。

#### 【時範記への対応】

○承徳三年(一〇九九) 二月十五日条

次召介久経仰神拝事。

○三月十日条

今日介久経貢馬四疋。

○三月十六日条

介助貞貢馬二疋。

○三月二十五日条

介邦真貢馬。

【関連史料】

大治二年紀伊国在庁官人等解案（平・補三〇二）、康治二年尾張国安食荘立券文（平・二五二七）、尾張国郡司百姓等解第十六条（『愛知県史』資料編七、古代二）

【参考文献】

阿部猛『尾張国解文の研究』（大原新生社、一九七二）、泉谷康夫『平安時代における国衙機構の変化』（『日本中世社会成立史の研究』高科書店、一九九二、初出一九七七）、関幸彦『在国司職』成立の諸前提（『在国司職』の成立と展開）（『国衙機構の研究』吉川弘文館、一九八四）、山口英男『十世紀の国郡行政機構』（『史学雑誌』一〇〇・九、一九九二）、義江彰夫『国衙支配の展開と郡の変質』『荘園公領制の形成と在庁官人体制』（鎌倉幕府地頭職成立史の研究）（東京大学出版会、一九七八、初出一九七六）

（吉松 大志）

◇第二六条

一、定政之後、不可輒改事

為政之道、以嚴為本。仍議定之後、輒不可改定。若有改定、則百姓稱輕々而已。

【校訂註】

(1) 政…「改」(史・豊)

(2) 議…「儀」(東)

(3) 定…下に「之」あり(東)

(4) 則…脱(豊)

(5) 稱…「講」(紅)、「講」〔稱〕と傍訂(伴)

【書き下し】

一、政を定むるの後、輒く改むべからざる事  
政を為すの道、嚴を以て本と為す。仍て議定の後、輒く改定すべからず。若し改定有らば、則ち百姓軽々と稱するのみ。

【内容と解釈】

本条では、国内政治における決定を安易に変更してはならないことが説かれている。もし決定事項を変えたりすれば、民衆は軽率である  
と非難するであろうと注意している。

（吉松 大志）

◇第二七条

一、不可輒解任郡司・雜色人事

若有雜怠、重可召勘、兼加諷諫。但至于重犯、不在此限。

【校訂註】

(1) 輒…「輒」〔輒〕と傍書(伴)

(2) 怠…「怠」(豊)、「怠」〔怠イ〕と傍書(史)、「恚」(紅)、

「恚」〔怠〕と傍書(伴)

(3) 重…「香」「重」と傍訂(伴)

【書き下し】

一、輒く郡司・雑色人を解任すべからざる事

若し雑色有らば、重ねて召し勘じ、兼ねて諷諫を加ふべし。但し重犯に至りては、此の限りに在らず。

【註】

(1) 郡司 ここでいう郡司は、令文の規定する「大領」・「少領」・「主

政」・「主帳」といった官職名を負わず、「郡老」「檢校」「勾当」

「行事」などの名称で呼ばれるものである。令制下の郡司が一郡

を管轄していたのに対し、このような郡司は、国司の下で国務全

体に携わっていた。『三代格』巻十九・延喜五年(九〇五)八月

二五日太政官符には「郡司雑色人」が「国司之政」を「弁行」す

るとあり、十世紀初頭の段階で雑色人とともに国務を行っていた。

森公章氏によれば、これらの郡司は九世紀段階で郡務から離れて

いた在地有力者が、国司によって再編成されたものである(森公章

「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」『古代郡司制度の研究』

吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九八・九九九)。

(2) 雑色人 国の所などに属し、様々な業務を行った下級職員。国務

条事では第十三条の事書で「雑人」、事実書で「書生」、第二八

条・二九条では「雑任」と見える。地方官衙に属する雑色人の例

としては、『統紀』養老元年(七一七)九月戊午条・癸亥条に元

正天皇の行幸にあたり美濃国・近江国の「郡領已下、雑色」が位

階を進められたことが見え、八世紀段階において郡領の下で働く

雑色人が見える。郡司と雑色人とがともに国内で重要な存在で

あったことは、『三実』貞観九年(八六七)四月八日条に「出雲

国吏郡司并雑色人等」に帯剣させるとあることから分かる。

『三代格』巻二十・延喜二年(九〇二)四月十一日太政官符によ

れば、国の負担を減らすため、諸衛府の舍人や院宮王臣家に属し

て国司の差科に応じない者を、貢納に従事させるよう国司が任中

に一度編成できるようになった。これからも在地の人物を国司が

管理する状況が十世紀初頭までに進展していたことが見える。

『世紀』天慶四年(九四二)十一月十日条にも判官代を雑色人と

呼ぶ例が見え、雑色人と称される国府職員がいたことが窺える。

森公章氏が指摘するように、令制の職名を負わない「郡司」と雑

色人とは時期的には併存しており、本条の郡司と雑色人とはそれ

ぞれ別の存在であるとすべきだろう(森公章「雑色人郡司と十世

紀以降の郡司制度」『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇

〇、初出一九九八・九九九)。

(3) 雑意 小さな過失、あやまち。

(4) 諷諫 それとなくいさめること。

(5) 重犯 程度の重い犯罪のこと。重ねて罪を犯すことの意もあり律

などではこの意で使う場合もあるが、本条では雑意との対比から

前者の意とすべきである。

【内容と解釈】

本条から三条に亘って、郡司や雑色人などの在地の人物を上手に扱  
う上での心構えが示される。本条では郡司や雑色人が軽微な失敗を犯  
した場合は、注意にとどめ簡単に解任しないよう述べる。ただし、重

い罪を犯した場合には解任することを認めている。これは、在地の勢力の立場を尊重しながらも、彼らに対する監督権ひいては解任権を国司が持つことを前提とするものであった。

令制下では郡司は中央での試練を経て任せられるものだった（早川庄八「選任令・選叙令と郡領の「試練」」『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六、初出一九八四）。つまり、令制では郡司の任命権は中央すなわち天皇が有するものであり、国司が任命・解任の権限を持つていたものではなかった。しかし、『三代格』巻七・弘仁三年（八二二）八月五日太政官符に見えるように、国司は郡領の任用の際、人物の選択権を持つようになり、郡司の人事への国司の関与が強まった。

国司による処罰については『三代格』巻七・元慶三年（八七九）九月四日太政官符で、郡司や雑色人への処罰が定められた点にも見えるが、任用国司の私怨による処罰を禁じたものであり、受領による過剰な処罰を戒めた本条とは異なるものであろう。

### 【関連史料】

『三代格』巻七・弘仁三年八月五日太政官符、元慶三年九月四日太政官符

### 【参考文献】

森公章「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」（『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九八・九九）同「国書生に関する基礎的考察」（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三）、山口英男「十世紀の国郡行政機構」（『史学

雑誌』一〇〇・九、一九九二）、米田雄介『郡司の研究』（法政大学出版局、一九七六）

（西本 哲也）

### ◇第二八条

一、可知郡司・雑任等清濁勤惰事  
勤仕公事之輩、以清廉者為首。仍為明清濁<sup>1)</sup>、必可知勤惰也。抱忠節之者抽加恩賞。是勸傍輩之故也。

### 【校訂註】

(1) 濁：「濁」「濁」と傍書（東・伴）

### 【書き下し】

一、郡司・雑任等の清濁勤惰を知るべき事  
公事に勤仕するの輩、清廉の者を以て首と為す。仍て清濁を明らかにせむがため、必ず勤惰を知るべきなり。忠節を抱くの者、抽びて恩賞を加ふ。是傍輩を励ますの故なり。

### 【註】

(1) 郡司・雑任 国務に従事する郡司・雑色人のこと。第二七条註(1)参照。令文では雑任は広く史生などの内分番の下級職員意味するのに対し、雑色人は品部・雑戸などを意味したが（『令集解』賦役令6義倉条の諸説）、ここでは第二七条と同様の国府の下級職員一般と考えるべきであろう（坂本太郎「古代における雑色人の意義について」『坂本太郎著作集』七、吉川弘文館、一九八九、

初出一九五二。

(2) 傍輩 同僚の郡司・雑任(雑色人)のこと。

【内容と解釈】

本条では、国司が郡司や雑色人の清廉さや勤務態度を知る必要があると述べる。郡司や雑色人の中で清廉さを持った者を最も重視すべきであり、そのために勤務態度を知るべきとする。その中で、同僚を励ますために忠節の心を持つ者には恩賞を与えることを求めている。

国司が郡司を評価する点については、令制でも考課令67考郡司条で、郡司が「清謹勤公、勘当明審之類」である場合には国司が四等のうち上等の評価をするとあり、本条との共通点が窺える。これ以外に令の規定で国司が郡司等の在任用者を評価することを規定するのは、戸令33国守巡行条である。そこでは年に一度国司が国内を巡行し、各郡の郡領を評価することを規定する。

ただし、本条の言う内容は令文の定めるような勤務の結果に対する評価というよりは、在地の人物の人間性に対する判断である。つまり、在地の人間が国務の運営に参画させるに足る人物であるかを判断することが求められているのである。

【関連史料】

考課令67考郡司条、戸令33国守巡行条

【参考文献】

森公章「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九八・九九)、同「国書生に関

する基礎的考察」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三)、米田雄介『郡司の研究』(法政大学出版局、一九七六)

(西本 哲也)

◇第二九条

一、不可輒狎近部内浪人并郡司・雑任事<sup>(1)</sup>  
百姓狎近<sup>(5)</sup>、必瞻賢愚。内表虞胡<sup>(6)</sup>、外放狎詞<sup>(7)</sup>。仍於公私務、自有忽諸。但隨國躰耳<sup>(8)</sup>。

【校訂註】

- (1) 狎…「押」「狎」と傍書(伴)
- (2) 浪…「限」(東)
- (3) 雜…「雅」(東・紅・伴)
- (4) 任…脱(紅)、脱「任」「人」を補(伴)
- (5) 狎…「押」「狎」と傍書(伴)
- (6) 内…「同」(紅・伴)
- (7) 虞…「盧」(紅)、「盧」「虞」「虜」「盧」と傍書(伴)、「虜」(大)
- (8) 放…「致」(東・紅)、「放」「改」「放」「致」と傍書(伴)
- (9) 狎…「押」「狎」と傍書(伴)
- (10) 耳…「可」(葉・東)

【書き下し】

一、輒く部内の浪人并せて郡司・雑任に狎近すべからざる事<sup>(1)</sup>

百姓狎近せば、必ず賢愚を瞻る。内には虞胡を表すも、外には狎詞を發す。仍て公私の務に於て、自ら忽諸有り。但し国体に随ふのみ。

## 【註】

- (1) 浪人 浮浪人のこと。本籍地を離れ他所にいるもの。ここでは、郡司や雑色人のような国府の職員ではない在地方有力者のことを示したものである。『三代格』卷六・貞觀八年（八六六）十月八日太政官符のように、浪人と国司とが癒着している例も見られるが、国司に対捍する例も多い。
- (2) 郡司・雜任 国務に従事する郡司・雑色人のこと。詳細は第二七条註(1)(2)、第二八条註(1)参照。
- (3) 狎近 なれなれしく近づくこと。
- (4) 百姓 浪人・郡司・雑色人などを総称した、在地の人物のこと。
- (5) 虞胡を表す ここでは、国司に対して謙った態度をとることである。虞胡の語は『史記』卷三六・陳杞世家の索隱注に春秋左氏伝の引用として見え、異民族を表すと考えられる。
- (6) 狎詞 侮り軽んずる言葉。
- (7) 忽諸 おろそかになること。
- (8) 国体 国柄のこと。国務条事では、第七条の「国風」、第八条の「土風」、第十二条の「随国有例」、第十四条の「旧跡」、第十五条の「旧風」、第二十条の「国例」、第二三条の「国古風土俗之例」などに見えるように、地方の先例を尊重すべきことが繰り返し説かれる。

## 【内容と解釈】

本条は、国司は部内の郡司・雑色人といった国府の職員や浪人たちと過剰に接近すべきではない点を述べる。その理由として、在地の人間と過剰に接近すると、彼らは国司が有能かどうかを判断し、有能でないとみると国司の前では謙った態度をとりながらも、国司がいなくてもころでは国司を侮る言葉を發するので、公私を問わず仕事がおろそかになる点を述べる。

ただし、この点についても国務条事の他の条文と同様、国例には随うべきであるとする。接近を戒める以上に国内の人間関係を円滑にすることが重視されることが分かる。在地の人物が国司を評価することについては、第七条の境迎の際にも見え、入境から日常に至るまで、国司は在地から侮られないように気を配る必要があった。

## 【関連史料】

『三代格』卷六・貞觀八年十月八日太政官符

## 【参考文献】

森公章「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」〔古代郡司制度の研究〕吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九八・九九）、同「国書生に関する基礎的考察」〔笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』〕下、吉川弘文館、一九九三）、米田雄介『郡司の研究』（法政大学出版局、一九七六）

（西本 哲也）

## ◇第三十条

一、國司入部、供給從儉約事<sup>1)</sup>

國司入部之間、非無事煩。仍可從儉約<sup>(1)</sup>。

【校訂註】

- (1) 儉：「伶」「儉」と傍書（伴）  
(2) 儉：「伶」「儉」と傍書（伴）

【書き下し】

- 一、國司の入部するに、供給は儉約に従ふ事<sup>(1)</sup>  
國司入部の間、事の煩ひ無きに非ず。仍て儉約に従ふべし。

【註】

- (1) 入部 領内に入ること。國司の「入部」については、『三代格』卷十四・承和六年（八三九）十月一日太政官符に、前司が入部し官物を徴収することを認めたことが見える。また、天平宝字三年（七五九）の東大寺開田越前国足羽郡糞置村地図奥書（『大日古』四・三九三）には大目が「入部内」として、天平神護二年（七六六）越前国司解（『大日古』五・五五四）には少目が「入部」として、それぞれ署名を行っていない。この二名は国府にいなかったと考えられ、「入部」とは任国に入ることではなく、国内の諸郡に入ることを指す。
- (2) 供給 他者に対して食物などを提供すること。この場合国司に対する在地の者のもてなし・饗応。第十二条の註(1)参照。本条では、國司が任国にある間の諸郡巡行における在地からのもてなしを指す。

【内容と解釈】

本条は、國司が諸郡に入った際、國司への供給が人民の煩いとなることがあるため、儉約につとめることを述べる。供給に関しては、既に第十二条で、國司が任国に到着してから三日間の供給（三日厨）を所部の煩いがあれば停止させるべきことが述べられている。本条で改めて在地の煩いとなることを理由に供給の儉約を述べているのは、本条が赴任時ではなく國司が在国している間の巡行の際の供給を対象としているためである。

供給により在地に負担をかけてはならないということについては、戸令34国郡司条に、国郡司が所部に向向いて檢校を行う際の供給などを在地の煩擾となるなら受けるべきでない<sup>(1)</sup>と規定されている。こういった供給の具体例としては、尾張国郡司百姓等解第十六条に国衙からの雑使が多く郡に入り「土毛供給」と称して大量の物を責め取り、「供給調備」のほか米や絹を出させていること、同じく第三十条に檢田使が郡に入り「供給之内」として埴飯の他白米・黒米・絹を出させていることが見える。國司への直接の供給ではないが、供給が在地の負担となり得たことが分かる。また、『今昔』二〇・四六には能登守が諸郡巡行の際自ら食物を用意して行き、以前の國司には郡司が「曳出物」を供出していたが、それを断って田畠の耕作に専念するよう言つて聞かせたことが見え、供給を儉約させるべきとする本条と共通する。

【関連史料】

第十二条、戸令34国郡司条、尾張国郡司百姓等解第十六・三十条  
『愛知県史』資料編七、古代二、『今昔』二〇・四六

【参考文献】

早川庄八「供給」をタテマツリモノとよむこと」(『中世に生きる律令』平凡社、一九八六、初出一九八〇)

(林 友里江)

◇第三条

一、不可國司無殊病故、輒服<sup>(1)</sup>宍<sup>(2)</sup>・五辛事<sup>(3)</sup>

國務之中、必有無止<sup>(4)</sup>仏神事<sup>(5)</sup>。仍不淨之間、動致懈怠。無殊病故、輒不可服也。

【校訂註】

- (1) 服…「眼」「服」と傍書(伴)
- (2) 宍…「完」(底・葉・東)、「害」(紅)、「害」「宍」と傍書(伴)
- (3) 辛…「宰」(底・葉・東)
- (4) 止…「以」(東)
- (5) 事…脱「事」を補(東)

【書き下し】

一、国司殊に病の故無くは、輒く宍<sup>(1)</sup>・五辛<sup>(2)</sup>を服すべからざる事  
国務の中、必ず止むこと無き仏神事有り。仍て不淨の間、ややもすれば懈怠を致す。殊に病の故無くは、輒く之を服すべからず。

【註】

- (1) 宍 食用とする動物(主に猪や鹿)の肉。底本などは「完」とす

るが、「宍」を「完」と混同し表記することは諸史料に見えるところである。

- (2) 五辛 五種の辛みや臭みのある野菜をさす仏教用語。具体的にさすものについては諸説存在し、『令義解』僧尼令7飲酒条では大蒜・慈葱・角葱・蘭葱・興菑とするが、大蒜・革葱・慈葱・蘭葱・興渠(『梵網経』)、蒜・葱・興渠・韭・薤(『菩薩戒義疏』)、葱・薤・蒜・韭・胡荽(『大藏法数』)などの説がある。

【内容と解釈】

国務の中でなおざりにできない仏事・神事を懈怠する原因となる肉・五辛を食することは、特段の病気のためでなければ避けるべきであるということ述べる。国司の職務において仏事・神事が重要な位置を占めていたことは、国司が国分寺や神社を修理すること、また神拝の重要性(第十六条)、『時範記』三月六日条で平時範が宇倍宮において百座仁王会を行っていることなどから窺えるところである。

僧尼令7飲酒条では僧尼に対し肉・五辛を食することを飲酒とともに禁じており、この二つは仏事において避けるべきものであった。一方神事においては、肉を食することによる穢は喫肉穢と言われ、延喜臨時祭式49触穢忌条には三日間の穢と規定されており、弘仁式でも同文ではないが同様の規定が確認できる(『西宮記』巻七・定穢事)。すでに『令集解』神祇令11散齋条古記所引延暦二十年(八〇二)五月十四日太政官符には、大嘗祭斎月のうちに行えば大祓を科すべき行為に「食宍」が含まれている。ただ、肉食は例えば『今昔』十九・六にあるように一般に行われていたようで、特に『今昔』二九・二七には肥後守がウサギなどを殺して食べたことが見え、本条の背景として注

目される。五辛を食べることによる穢は飡五辛穢と言われ、『延喜式』には見られない。撰関期には『小右記』長元元年（一〇二八）七月二五日条・長元三年九月三十日条のように韭・蒜を食べれば参内などを避けるべきであるという意識が見られるが、万寿元年（一〇二四）四月六日条に「至蒜不可忌神事」とあるように神事には及ばなかった。しかし、院政期には『殿暦』嘉承元年（一一〇六）八月十五日条に「今日依蒜忌不立奉幣」とあり、また『後二条師通記』康和元年（一〇九九）四月十六日条や『殿暦』長治二年（一一〇五）八月十四日条に諸社における蒜などの忌の日数が見えるように、神事に影響を与えるようになった。『拾芥抄』下・食蒜日忌限事には飡五辛穢についての諸説が載せられているが、忌の日数は定まっておらず、定型化された穢ではなかったらしい。

肉・五辛ともに薬用として服されることが多く、僧尼令7飲酒条において「疾病薬分」としてならば認めており、本条でも「殊病故」あれば服することを許容する。

### 【関連史料】

『令義解』僧尼令7飲酒条、延喜臨時祭式49触穢忌条、『今昔』二九・二七、『拾芥抄』下・食蒜日忌限事

### 【参考文献】

池田啓子「触穢思想の変遷」（『山口女子短期大学研究報告（第一部 人文・社会科学）』二七、一九七三）、大垣豊隆「古代に於ける穢の諸相」（『神道宗教』一〇六、一九八二）、岡田重精「古代の齋忌（イミ）」（国書刊行会、一九八二）、三橋正「穢規定の成立」（『日本古代

神祇制度の形成と展開』法蔵館、二〇一〇、初出一九八九）、同「中世以降の穢」（『日本古代神祇制度の形成と展開』法蔵館、二〇一〇）

（林 友里江）

### ◇第三二条

一、慎火事

火事は尤可慎。外土之人不顧後災、偏結行時之怨、動企放火之心。

### 【校訂註】

- (1) 土：「出」（紅）、「出」（土）と傍書（伴）
- (2) 顧：「顧」（顧）と傍書（伴）
- (3) 災：「災」（害〈一本〉）と傍書（史）、「実」（害）と傍訂し、さらに「災」と傍書（伴）
- (4) 偏：「偏」（編）と傍書（伴）
- (5) 行：「行」（片）と傍書（伴）、「往」（大）

### 【書を下し】

一、火を慎む事

火事は是尤も慎むべし。外土の人は後の災ひを顧みず、偏に行時の怨みを結び、ややもすれば放火の心を企つ。

### 【註】

- (1) 外土 都を遠く離れた土地。『三代格』卷十二・齊衡二年（八五五）三月十三日官符には、京畿に対する外国として「外土」の語が使われている。本条の「外土之人」は在地の人の意。第十五条

参照。

### 【内容と解釈】

地方ではしばしば怨みによって放火を企てる者もおり、火事には注意すべきことを述べる。これは、受領への抵抗を想定したものである。

地方では八世紀～九世紀初頭に、不正隠匿や郡司職をめぐる争いにより正倉などを放火する「神火」が横行した。本条が注意を喚起するより正倉などを放火する「神火」が横行した。本条が注意を喚起する放火にも、そうしたものが含まれる可能性は否定できない。しかし、「行時之怨」という表現や時期からすれば、むしろ九世紀後半に問題化する群党蜂起や国司襲撃による放火が想定されているように考えられる。

このような動きは、受領支配の進展に抵抗しようとする任用国司や郡司〔『三実』元慶八年（八八四）六月二三日条、意見封事十二箇条第八条〕、あるいは口分田に対する所有権を否定され班田を強行された富豪層など〔『三実』元慶四年三月十六日条・同七年七月十九日条〕によって引き起こされた。彼らは受領国司を襲撃する他、放火や略奪といった直接的行動に出たのであった〔『文実』天安元年（八五七）六月二五日条〕。

また、東国では俘囚の反乱が深刻化している〔『三実』貞観十二年（八七〇）十二月二日条〕。俘囚は国司の苛政により逃亡した百姓と結びつき、放火・略奪を行う「群盜」と化していた。

このように、地方社会の変質や支配の矛盾により生じた不満の矛先は、しばしば国司に対して向けられた。本条は、単に火の元に気をつけることを指摘するのみでなく、任国支配には国内諸階層の抵抗が付き物であり、それが放火という形で表れやすいことを示唆している。

すなわち、放火に代表される受領支配への反抗に対して、注意を喚起する内容となっているのである。

### 【関連史料】

『文実』天安元年六月二五日条

### 【参考文献】

森公章「九世紀の郡司とその動向」〔『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇〕、戸田芳美「中世成初期の国家と農民」〔『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一、初出一九六八〕、有富純也「九世紀後期における地方社会の変転過程」〔『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会、二〇〇九、初出二〇〇六〕

（宮川 麻紀）

### ◇第三三条

一、可仰諸郡、令捕進無符宣稱館人<sup>(1)</sup>入部内、好濫惡類事<sup>(4)</sup>  
新任之吏、臨境之後、姦徒應響、多稱館人、冤凌人民、掠奪人・物。  
如然之輩、可捕進其身之由、早放符宣。

### 【校訂註】

- (1) 令…「合」(紅・東)、「合」〔令〕と傍訂〔伴〕
- (2) 宣…「空」〔宣イ〕と傍書〔史〕、「空」〔豊〕
- (3) 闌…「聞」〔底・葉・豊・東・紅〕、「聞」〔闌「一本」〕と傍書〔史〕、「聞」〔闌〕と傍書〔伴〕
- (4) 好…「好」〔奸「一本」〕と傍書〔史〕

- (5) 臨…「領」「臨イ」と傍書(史)、「領」「豊)
- (6) 徒…「從」「徒」と傍書(伴)
- (7) 稱…「祢」(伴)
- (8) 冤…欠(底)
- (9) 凌…「陵」(史・豊・紅・伴)
- (10) 掠…「掠」(伴)

【書き下し】

一、諸郡に仰せて、符宣無く館人と称し部内に闖入し、濫悪を好む類を捕へ進めしむべき事

新任の吏、境に臨むの後、奸徒響きに応じて、多く館人と称し、人民を冤凌し、人・物を掠奪す。然るごとき輩、其の身を捕へ進むべきの由、早く符宣を放つ。

【註】

(1) 符宣 国司が任国へ下す、国符や庁宣といった下達文書のこと。

国符は着任儀を終えて発給する文書であるのに対し、庁宣は着任の前から発給することができる文書であり、徐々に国符よりも庁宣の方が多用されるようになっていった(佐藤泰弘「平安時代の国務文書」『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一)。

庁宣の事例は⑫⑬⑭文書を参照。

(2) 館人 受領の館に出仕する者。十世紀以降、国司が政務を執る場は政庁から受領の館へと変化していった。受領の館に出仕する人々は、受領の私的従者と国衙の在庁官人・雑色人とを合わせた、広義の在庁官人であった(石井進「中世成立期の軍制」『石井進

著作集』五、岩波書店、二〇〇五、初出一九六九・七二)。受領の私的従者の事例は、尾張国郡司百姓等解に見える受領の子弟・郎等が代表的である。一方、在庁官人・雑色人の事例には、『今昔』十二・二八に見える肥後国の書生があり、彼は館に出勤している。こうした「館人」は「館ノ者共」や「館侍」とも称され、受領の館へ結番する地方豪族軍である「国ノ兵共」や「国侍」と対比的に列挙されることが多い(『今昔』二五・九、「時範記」承德三年(一〇九九)二月二六日・三月十九日条)。ただし、在庁官人には受領の私的従者化する場合と、あくまで国衙機構を介して勤める場合とがあり、そうした立場の違いが「館ノ者共」と「国ノ兵共」との相違であったとする説もある(鐘江宏之「平安時代の「国」と「館」佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む』山川出版社、一九九四)。なお、「御館人」の名が列挙された史料に、紀伊国某郡取納米進未勘文(平・六七二)がある。

(3) 境に臨む 新任国司が国境に入る時。境迎については第七条註(4)参照。

【内容と解釈】

国符・庁宣による指令がないにも関わらず館人と称して部内に入り、暴力行為や略奪行為に至る者を捕えて進上するよう、諸郡に対して国符・庁宣を出すべきことを述べる。

本条から、本来は国符・庁宣による指令を受けた館人が部内に入って任務に当たるときを、館人と詐称して部内で濫悪な行為に及ぶ者が多々存在したことが分かる。ここでのポイントは、①部内で任務に当たる根拠とされているのが国符・庁宣であること、②部内に派

遣されるのが館人であったこと、③このような部内での任務は悪用されるが多かったことである。

まず①について、国使を諸郡に派遣する場合、国司が国符を発給していたことが分かっている。正暦二年（九九一）三月十四日付の大和国使牒（東南院・五六二）によれば、使者とともに審理すべきことを命ずる郡司宛ての国符を国使が帯して現地へ下向しており、国符は国司の有する行政権を国使が臨機的に行使するための根拠であった（中込律子「王朝国家期における国衙国内支配の構造と特質」『学習院史学』二三、一九八五）。

次に②であるが、受領郎等が国使として派遣されている事例が複数見られる。尾張国郡司百姓等解第十六条では、尾張守藤原元命の子弟・郎等が検田使や収納使として部内に入っている。また、『今昔』十七・五では、陸奥守であった平孝義が郎等を検田使として派遣している。この他、天仁二年（一一〇九）の丹波国在庁官人解案（平・一七〇七）では、「館侍」が国使として遣わされている。

そして、③の事例は尾張国郡司百姓等解第十六条に顕著であり、尾張守元命の子弟・郎等が国使として派遣された部内において、違法な検田や徴税を行っていたとされている。国司に派遣された国使も、任務に乗じて収奪を行っていた可能性が想定できるのである。一方で、略奪行為に及んでいたのは必ずしも国司子弟でなく、浪人であったとも言われている（『要略』巻五一・天慶九年（九四六）十二月七日官符）。本条でも館人と詐称して濫行に及ぶ人々が問題とされており、実際の館人ではないことが共通している。国使の徴税機能が悪用されるケースも多々あったことがうかがえるのである。

#### 【時範記との対応】

○承徳三年（一〇九九）二月二六日条

今日神拜也。先十烈（列）（以書生為乘尻、着冠褐衣摺袴）、渡南庭。次出着幣殿、以館侍十人為使、相分發遣遠社幣帛・神宝（或有告文）。

○三月十九日条

今日以館侍并国侍令競射。

#### 【関連史料】

『今昔』十七・五、尾張国郡司百姓等解第十六条（『愛知県史』資料編七、古代二）、『要略』巻五一・天慶九年十二月七日官符

#### 【参考文献】

飯沼賢司「王朝国家期の地方支配に関する一考察」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊七、一九八一）、久保田和彦「国司の私的権力機構の成立と構造」（『学習院史学』十七、一九八一）、中原俊章「在庁官人制の成立と展開」（『中世王権と支配構造』吉川弘文館、二〇〇五、初出一九八三）、石井進「中世成立期の軍制」（『石井進著作集』五、岩波書店、二〇〇五、初出一九六九・七二）、鐘江宏之「平安時代の「国」と「館」（佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む』山川出版社、一九九四）

（宮川 麻紀）

#### ◇第三四条

一、不可令冒罵家子并無止郎等事<sup>1)</sup>  
二、<sup>2)</sup>  
三、<sup>3)</sup>

自思無止、動成惡事。雖加其諫、一切無慎。進稱不行非法之由、退致詈罵・誹謗之詞。此事漸積、為民嘲哂。凡奉公之貴、是為我身也。縱云最愛子息并郎等、若不憚制止、早以追却。不濟公事、得不治名之時、何子息・郎等相扶我者乎。一任空暮、各以分散。朝夕無從、更有何益乎。

【校訂註】

- (1) 詈…「詈」(底・葉・紅・東)、「粟」〔「詈」と傍書〕(伴)
- (2) 罵…「罵」(底・葉・紅・東)、「駕」〔「罵」と傍書〕(史)、「駕」〔「罵」と傍訂〕(伴)
- (3) 止…「心」(史・豊)
- (4) 事…「官」(紅)、「官」〔「言」と傍訂〕(伴)、「言」(大)
- (5) 雖…「誰」(史・豊)
- (6) 加其…「箕」(紅)、「箕」〔「其」と傍訂し、上に「加」を補〕(伴)、「加某」(大)
- (7) 致…「就」〔「致」と傍訂〕(伴)
- (8) 嘲…「朝」(紅)
- (9) 貴…「貢」(紅)、「貢」〔「責」と傍書〕(伴)、「責」(大)
- (10) 也…「之」(紅)、「之」〔「也」と傍書〕(伴)
- (11) 云…「三」〔「彼」(一本)〕と傍書〕(史)、「三」(豊)、「被」(紅)、「被」〔「雖」と傍書〕(伴)、「雖」(大)
- (12) 愛…「受」〔下に「之」を補〕(伴)、「愛之」(大)
- (13) 息…「恩」(史・豊・紅)、「恩」〔「息」と傍訂〕(伴)
- (14) 若…「君」(底)
- (15) 治…「活」(紅)、「活」〔「治」と傍訂〕(伴)

- (16) 扶…「校」〔「扶イ」と傍書〕(史)、「校」(豊)、「校」〔「扶」と傍書〕(伴)
- (17) 從…「扌」(底・葉・豊)、「扌」〔「他イ」と傍書〕(史)、「他」(紅)、「他」〔「從」と傍書〕(伴)

【書下つ】

一、家子并せて止むごと無き郎等をして詈罵せしむべからざる事

自ら止むごと無きと思ひて、ややもすれば悪事を成す。其の諫めを加ふといへども、一切慎むこと無し。進みては非法を行はざるの由を称し、退きては詈罵・誹謗の詞を致す。此の事漸く積もれば、民の嘲哂と為る。凡そ奉公の貴きは、是我が身のためなり。縦ひ最愛の子息并せて郎等と云ふとも、若し制止を憚らざれば、早く以て追却す。公事を済まさず、不治の名を得るの時、何ぞ子息・郎等我を相ひ扶けむか。一任空しく暮るれば、各以て分散す。朝夕従ふこと無くは、更に何の益有らむか。

【註】

- (1) 家子 子息・近親者あるいはそれに準ずる者。『土佐日記』承平四年(九三三)十二月二十七日条で「かみのはらから」が「かみの館のひとびと」に含まれているように、一族である子弟などの縁者が受領に最も近い従者だったらしい。『小右記』寛弘二年(一〇〇五)八月五日条に見える肥後守橘為愷の郎等である小槻良材も、為愷の妻の近親であった。また、尾張国郡司百姓等解第十六条からは、元命が自分の「濫悪之子弟郎等」を檢田使に任じていたことがわかる。

- (2) 郎等 国司に従って任国の職務を行う従者。そうした郎等を「受領郎等」あるいは「国司郎等」と呼ぶこともある。第五条註(1)参照。
- (3) 進みてを致す 国司の前に進み出た時には不法行為を行わない旨を述べるが、国司がない所では国司を罵り誹謗しているという事。
- (4) 不治の名 受領が国内をうまく統治できていないという評判。第三五条にも同様の語句がみえる。

#### 【内容と解釈】

本条では、自らを高貴と思つて悪事をなす家子・郎等らは、諫めを加えたとしても慎むことなく、彼らが国司がない所で国司に対する罵詈誾の言葉を発すると、民衆から愚弄されてしまうことを述べ、家子・郎等らの奉公は彼ら自身のためであるから、制止を聞かない家子・郎等は追放すべきであることを述べている。

本条にもあるように、受領郎等は国司の權威を借りて不法行為を働いていたらしい。尾張国郡司百姓等解第三十条では、元命が引き連れてきた「有官散位徒類」らの個人名を列挙し、彼らの横暴を問題視している。そのような受領郎等は必ずしも国司に忠実であるわけではなかった。『小右記』寛弘二年(一〇〇五)八月五日条には、肥後守橘為愷が、妻の近親である郎等小槻良材によつて殺害される事件が起こっている。また、治安三年(一〇二三)十一月三日条では、某姓奉視なる者がたびたび百姓を困らせたために伯耆守藤原資頼によつて放逐されたことが見えており、本条で悪事を働く者を追却すべきであると述べていることと通じる。

本条に関連して第三九条でも、五位以上の郎等は「不治之根本」であるとし、近親の者だとしても雇うべきでないことを述べている。このことから受領郎等の非法が大きな問題たりえたことがうかがえる。本条後半では、家子・郎等らが、国司の任期が終われば分散するという一時的な従者であったことが述べられている。理想的な受領郎等の姿を描いたとされる『新猿楽記』の四郎君は、実務能力を買われ、目代などとして諸国を廻っている。このような才能をもつて諸国の国衙を遍歴する下級官人群を、阿部猛氏は「渡り官人」と称した(阿部猛「撰関期における徴税体系と国衙」『平安前期政治史の研究 新訂版』高科書店、一九九〇、初出一九六五)。彼らは特定の受領のみに従うのではなく、必要とされる場に応じて全国を渡り歩く、受領の立場に寄生した存在だった。『枕草子』第二段「すさまじきもの」にも、「除目に司得ぬ人の家」をあげ、国司になりそうな人の家の人々が集まってくるも、任命がないことがわかると翌朝帰っていく様子が描かれており、ここからも郎等には国司の任期の間のみの従者である者が少なくなかったことが分かる。

#### 【関連史料】

第三九条、尾張国郡司百姓等解第十六・三十条(『愛知県史』資料編七、古代二)、『小右記』寛弘二年八月五日条、治安三年十一月三日条、『新猿楽記』、『枕草子』第二段

#### 【参考文献】

阿部猛「撰関期における徴税体系と国衙」(『平安前期政治史の研究 新訂版』高科書店、一九九〇、初出一九六五)、久保田和彦「国司の

私的権力機構の成立と構造」〔『学習院史学』十七、一九八二〕、中原俊章「在庁官人制の成立と展開」〔『中世王権と支配構造』吉川弘文館、二〇〇五、初出一九八三〕、鐘江宏之「平安時代の「国」と「館」」〔佐藤信・五味文彦編『城と館を掘る・読む』山川出版社、一九九四〕、大津透『道長と宮廷社会（日本の歴史 六）』（講談社、二〇〇一）、森公章「国務運営の諸相と受領郎等の成立」〔『東洋大学文学部紀要 史学科篇』三一、二〇〇五〕

（神戸 航介）

### ◇第三五条

一、就内方事、不可一切与判事

愁左道事之輩、動属託内方、令出申文。就彼事与判之時、不治之名、普聞國內。仍不論理非、一切停止。又不可用内房讒言。

### 【校訂註】

- (1) 方…「方」〔「房」と傍書〕（伴、「房」大）
- (2) 事…「事」〔「言」と傍訂〕（伴、「言」大）
- (3) 方…「方」〔「房」と傍書〕（伴、「房」大）
- (4) 判…「利」〔「底・葉」、「例」〕（東）
- (5) 治…「活」〔「紅」、「活」〕〔「治」と傍訂〕（伴）
- (6) 内…「同」〔「紅」、「同」〕〔「内」と傍書〕（伴）
- (7) 讒…「説」〔「讒」と傍書〕（伴）

### 【書き下し】

一、内方の事に就きては、一切与判すべからざる事

左道の事を愁ふの輩、ややもすれば内方に属託し、申文を出さしむ。彼の事に就きて与判の時、不治の名、普く国内に聞こゆ。仍て理非を論ぜず、一切停止す。又内房の讒言を用ゐるべからず。

### 【註】

- (1) 内方 受領の妻のこと。内房についても同様である。内方の用例としては『親信卿記』天延二年（九七四）閏十月二七日条に「高遠少将内方免乳之後死去」と見える。
- (2) 与判 ある文書に対し、国郡司その他の官人などが文書の余白に自署することによって、文書の効力の承認・確認を行なうこと。
- (3) 左道 不当なこと、邪道なことを指す。

### 【内容と解釈】

本条では、よからぬことを申し訴えるような在地の人びとは、しばしば受領の妻にとりいって申文を出させることを挙げ、それを承認することは、受領の国内統治が不十分であることを広く知らせる行為であるとした上で、一切妻からの依頼についてはとりあつてはならないことを述べ、同様に妻の讒言にも注意するよう述べている。

『時範記』では、下向の際に時範の妻が同行した様子は見られないが、『小右記』長元元年（一〇二八）七月十五日条では、上総介泉犬養為政が平忠常の乱に際して妻子を上洛させたとあり、十一世紀のはじめごろには受領とともに妻子も下向している様子が見える。

受領の妻は、朝廷・権門と受領との間を取り持つ一定の役割を果していたと考えられる。『枕草子』第二四段では、受領の妻が宮仕え経験のある人物であった場合、対応が田舎じみておらず不見識な事を尋

ねることもないと書かれており、受領の妻の教養が重要視されていることが読み取れる。また『春記』長暦三年（一〇三九）十月十五日条には、都において受領の倉庫の鍵を妻が管理している様子が見え、財産の保管についても妻が重要な役割を果たすことがあった。

これらの例や、本条で受領の妻からの依頼や讒言にとりあわないよう注意していることから、受領が様々な職務を遂行する上で、受領の妻が広く活躍していたことが推測される。

### 【関連史料】

『小右記』長元元年七月十五日条、『枕草子』第二四段、『春記』長暦三年十月十五日条

### 【参考文献】

服藤早苗「撰関期における受領の家と家族形態」〔家成立史の研究〕校倉書房、一九九一、初出一九八五、吉川真司「平安時代における女房の存在形態」〔律令官僚制の研究〕塙書房、一九九八、初出一九九五、佐々木恵介『受領と地方社会（日本史リブレット 十 二）』（山川出版社、二〇〇四）

（武内 美佳）

### ◇第三六条

一、不可用讒言事<sup>(1)</sup>

相従受領之輩、必有勝他之心。為摧傍人、動致讒言。若用之時、閑暇常表人短。其事漸積、遂成人害。不用之時、一切無為。是殊勝千万也。<sup>(2)</sup><sup>(3)</sup><sup>(4)</sup><sup>(5)</sup><sup>(6)</sup><sup>(7)</sup><sup>(8)</sup>

### 【校訂註】

- (1) 讒…〔説〕〔讒〕と傍書（伴）
- (2) 有…〔在〕（伴・大）
- (3) 他…〔地〕（底・豊）、〔地〕〔他（一本）〕と傍書（史）
- (4) 摧…〔権〕（東）
- (5) 閑…〔聞〕（伴・大）
- (6) 暇…〔假〕（葉・史・豊・紅・東・伴・大）
- (7) 漸…〔斬〕の車偏に「シ」を重書（葉）
- (8) 千万…〔手方〕（底・葉・史・豊・紅・東）、〔手方〕〔千万〕と傍書（伴）

### 【書き下し】

一、讒言を用ゐるべからざる事

受領に相従ふの輩、必ず他に勝るの心有り。傍人を摧かむがため、<sup>(1)</sup> ややもすれば讒言を致す。若し用ゐるの時は、閑暇に常に人短を表す。其事漸く積もり、遂に人害と成る。用ゐざるの時は、一切無<sup>(2)</sup> 為なり。是殊勝千万なり。<sup>(3)</sup>

### 【註】

- (1) 受領に相従ふの輩 「郎等」（第五条など）、「従類」（第五条）や「家子」（第三四条）のような、受領の従者のこと。第五条註(1)(2) 参照。
- (2) 無為 ここでは、変わりなく平穩であること。
- (3) 殊勝千万 限りなくすぐれていること。「千万」については、底本以下、諸写本は「手方」としているが、意味がとれないため、

伴本の傍書に従い「千万」と改めた。

【内容と解釈】

前条で「内房」の讒言を諫めているのに引き続き、本条では、受領に従う郎等などからの讒言を聞き入れないことについて述べている。郎等たちは、互いに相手に勝ろうとするもので、相手を貶めるためにややもすると讒言を行う。これを聞き入れていると、彼らは暇さえあれば他人の短所を言うようになり、それが積み重なると害悪を生じる。聞き入れなければ平穩であるので、讒言を受け入れてはいけないとする。

受領は「能書者」(第四十条)や「堪能武者」(第四一条)を「隨身」することがよしとされているように、郎等たちはその能力が重視された。しかし、身分的には不安定であったため、中には他の従者たちに勝ろうとして讒言をする者もいたのであろう。

(柿沼 亮介)

◇第三七条

一、不可分別舊人・新人事

雖舊人有無益之者。雖新人有可用之者。若賞不用之舊人、則採用之新人不致忠勤。只以當時採用之輩、令勵忠勤。況乎採用舊人、誰敢敵對乎。

【校訂註】

- (1) 雖…「稚」(紅)、「雅」〔「雖」〕と傍書(伴)
- (2) 雖…「稚」(紅)、「雅」〔「雖」〕と傍書(伴)

(3) 新…「雜」〔「新」〕と傍書(葉)

(4) 可…脱(底)

(5) 賞…「賞」〔「賓(一本)」〕と傍書(史)、「賓」(紅)、「賓」

〔「實」〕賞〕と傍書(伴)

(6) 時…「特」(東)

(7) 況…「咒」〔「況」〕と傍書(伴)

(8) 誰…「雜」〔「誰」〕と傍書(伴)

(9) 對…「對」〔「對」〕と傍書(伴)

(10) 乎…「官」(東)、「守」〔「于」〕と傍書(伴)

【書を下し】

一、旧人・新人を分別すべからざる事

旧人と雖も無益の者有り。新人と雖も用ゐるべきの者有り。若し不用の旧人を賞さば、則ち採用の新人は忠勤を致さざらむ。只当時採用の輩を以て、忠勤を励まさしむ。況むや採用の旧人、誰か敢へて敵對せむか。

【註】

(1) 旧人「前任者」という意味もあるが、ここでは「古くから受領に仕える人」という意味である。貞観十年(八六八)頃に真紹が著した禅林寺式(平・一五六)には、「骨肉・旧人」という表現がみえ、真紹の一族と、古くから仕える人という意味で用いられている。また、『小右記』寛仁二年(一一〇一八)閏四月十九日条には、家司であった藤原有親の父守仁について「故殿旧人」とあり、実頼に仕えてきた人という意味で用いられている。

(2) 採用の新人 新たにある官職に任じられた者。ここでは、新たに

受領の郎等となった者のこと。「則採用之新人不致忠勤」および「況乎採用舊人」という部分について、伴本と国史大系本は「則ち之を採用せば、新人忠勤を致さず」、「況むや旧人を採用せば」とする訓点を付しているが、書き下しのように読みを改めた。

### 【内容と解釈】

本条では郎等など受領の従者について、旧人・新人を分け隔てなく扱うべきことを述べる。古くからの従者（旧人）でも能力のない者はいるし、新たに従者となった者（新人）でも用いるべき者はいる。そのため、もし無能な旧人を重用すると新人が励まなくなるので、ただ現在の郎等を、旧人・新人の区別なく忠勤させるようにすれば、旧人にも反対する者はいないであろうとする。

第三六条で讒言を行う「相従受領之輩」について述べられているように、従者同士の関係は、必ずしも常に良好であったわけではないようである。本条にみえるように、従者の中には受領に長く付き従う者と、新たに採用された者がいた。第三四条の【内容と解釈】にあるように、『新猿楽記』の四郎君など、従者たちの中には受領の元を渡り歩く者がいたことが窺える。そうした従者同士や従者と受領との関係が、本条の背景をなしていると考えられる。

### 【関連史料】

第三四条、『新猿楽記』、『枕草子』第二五段

### 【参考文献】

森公章「国務運営の諸相と受領郎等の成立」〔『東洋大学文学部紀要 史学科篇』三一、二〇〇五〕

（柿沼 亮介）

### ◇第三八条

一、可以公文優長人為目代事

諸國公文目代、必少優長。然則不論貴賤、唯以堪能人、可為目代。公文未練之者、勘済公文之時、并前後司分付之間、極以不便也。事畢之後、搔首無益。

### 【校訂註】

- (1) 唯：「准」（底・葉・豊・紅・東）、「准」（「唯（一本）」と傍書）  
（史）、「准」（「唯」と傍書）（伴）
- (2) 之：「云之」（紅）、「云々」（「之」と傍書）（伴）

### 【書き下し】

一、公文に優長なる人を以て目代と為すべき事

諸國の公文目代は、必ず優長少なし。然れば則ち貴賤を論ぜず、唯堪能の人を以て、目代と為すべし。公文に未練の者は、公文を勘済するの時、并せて前後司分付するの間、極めて以て不便なり。事畢るの後、首を搔くも益無し。

### 【註】

- (1) 公文目代 諸国における目代には、国衙に置かれた諸々の「所」において国務に従事した所目代と、それらの上位に立って国務を

総括した序目代（留守所目代）の二つがあり、「公文目代」は公文所の目代を指すとみられる（泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」『日本中世社会成立史の研究』高科書店、一九九二、初出一九七七）。『新猿楽記』は序目代と各「所」の目代・別当とを分けて記しており、康平三年（一〇六〇）のものと同定される近江国公文所勘文（平・補一六九）には目代学生安倍、紀、中原、散位令宗朝臣らの署名がある。ただし、序目代にしても国務の統括者として公文の処理能力に秀でていることが望ましいのは同様である。【内容と解釈】および⑮文書の註(1)、第十八条参照。

- (2) 首を掻くも益無し 「首を掻く」とはあたまをかくことで、この表現は第三九条にもみえる。ここでは、あとから後悔したり残念に思ったりしても仕方がないということであろう。

#### 【内容と解釈】

本条以降、受領の直接の配下としてどういった人材を用いるべきかという具体的な条文が続く。本条はその第一として、公文の処理能力に長けた人物を目代に据えることを説く。そうした人材は必ずしも多くはなかったようであり、身分の上下に関わりなく公文の処理能力をもって目代選任の基準とするように言う。そうした人物を目代に就けなければ、中央の主税・主計二寮における公文の勘会や前司・後司との交替業務といった、受領にとって極めて重要な事務手続きに大きな支障をきたしかねないのであった。

交替政における目代の役割については第十八条にもみえており、本条と同様、公文を勘する目代には身分の上下を論ぜず能力のある者を用いることが述べられている（事例については⑮文書および第十八条

の註釈参照）。

公文の勘済に関しては、九条家本『延喜式』紙背文書の清胤王書状が参考となる。これは康保三年（九六六）に清胤王が京での公文勘会の進行状況などについて在国の周防前司に送ったもので、貢進物の納入や必要書類の入手を要請もしくは自ら実行している様子が窺える。受領功過定のためには公文勘会を済ませる必要があり、これを要領よく済ませることは受領にとって非常に重要な事であった。その業務を清胤王がとり仕切っているようであるが、北條秀樹氏は、在国の経験もある清胤王を公文目代的地位の者とみなしている。その可否は措くにしても、繁多な公文勘会業務を要領よく済ませることができるような有能な人材を受領は欲していたのである。

『時範記』では、承徳三年（一〇九九）三月十五日条に宇倍宮の春の臨時祭使に充てられている「目代保清朝臣」がみえるが、「朝臣」とあることから彼は五位とみられるので、『叙位尻付抄』（『大日本史料』三・二八・保安二年（一一二二）十一月十二日条補遺）に内記の例叙によって承徳三年（一〇八六）に従五位下となっていることがみえる。中原朝臣保清なる人物である可能性がある。当時は叙爵後の外記・史といった実務に秀でた層が序目代となることも多く（五味文彦「花押に見る院政期諸階層」『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四）、序目代に中原氏の多かったことも知られている（久保田和彦「国司の私的権力機構の成立と構造」『学習院史学』十七、一九八一）。

#### 【関連史料】

近江国公文所勘文（平・補一六九）、『今昔』二八・二七、『新猿楽記』、清胤王書状（『山口県史』史料編古代）

【参考文献】

泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」(『日本中世社会成立史の研究』高科書店、一九九二、初出一九七七)、北條秀樹「平安前期徴税機構の一考察」(『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七八)、久保田和彦「国司の私的権力機構の成立と構造」(『学習院史学』十七、一九八二)、寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(『山口県史研究』六、一九九八)、森公章「国務運営の諸相と受領郎等の成立」(『東洋大学文学部紀要 史学科篇』三一、二〇〇五)、五味文彦「紙背文書の方法」(石井進編『中世をひろげる』吉川弘文館、一九九二)

(大高 広和)

◇第三九条

一、不可用五位以上郎等事

五位有官郎等、是不治之根本也。雖張行惡事、依為有位之者、強不能抑屈。内雖搔首、外難強制。適雖令諫、知能無信受。縱雖近親、一切停止。此事有可顧之人者、別給土產物耳。

【校訂註】

- (1) 治…「活」(紅)、「活」〔治〕と傍書(伴)
- (2) 雖…「稚」(紅)、「雅」〔雖〕と傍書(伴)
- (3) 雖…脱(紅・伴・大)
- (4) 搔…「極」〔搔〕と傍書(伴)
- (5) 適…「遍」(紅・東)、「遍」〔適〕と傍書(伴)
- (6) 雖…「稚」(紅)、「雅」〔雖〕と傍書(伴)
- (7) 諫…「陳」(底・葉・豊・東)、「陳」〔諫(一本)〕と傍書

(史)

- (8) 雖…「稚」(紅)、「雅」〔雖〕と傍書(伴)
- (9) 事…「中」(葉・史・豊・紅・東・伴・大)
- (10) 之…「言」(底・葉・史・豊)
- (11) 土…「出」(紅)、「出」〔土〕と傍書(伴)
- (12) 耳…「可」(東)

【書を下し】

一、五位以上の郎等を用ゐるべからざる事

五位有官の郎等は、是不治の根本なり。惡事を張り行ふと雖も、有位の者たるに依り、強ちに抑屈すること能はず。内には首を搔くこと雖も、外には強制し難し。たまたま諫めしむと雖も、能く信受すること無きを知る。縦ひ近親と雖も、一切停止す。此の事顧みるべきの人有らば、別に土産の物を給ふのみ。

【註】

- (1) 五位以上の郎等 本文中には「五位有官の郎等」とあるが、有官か散位かというよりは、五位以上であることが特に問題とされていると思われる。【内容と解釈】参照。
- (2) 内には…し難し 内心では後悔や遺憾な思いを抱いていても、実際には相手を抑えつけることができない。「首を搔く」は第三八条註(2)参照。
- (3) 土産の物 任国の生産物。『新猿楽記』では、四郎君が受領郎等として渡り歩いた結果として財を成し、その宅には「諸国の土産」が集積されていた様子が描かれ、阿波の絹以下各国の特産物

が列挙されている。一般に、こうした特産物は郎等として活動する人々の物的欲求を満たすものだったのだろう。

### 【内容と解釈】

本条では、五位以上の郎等は任国の不治の主因となりうるから起用しないことを述べる。悪事をはたらいた場合であっても、彼らは受領にとっても制止しがたい存在であり、諫めようとしても心から従おうとはしないものである。したがって、たとえ受領の近親であっても絶対に起用しないように述べ、採用できないことについてどうしても気にかかる必要のある人物がいる場合には、任国の産物を贈ることでも彼らを満足させ丸く収めるべきことを記す。第三四条で自らを恃むところがある「無止郎等」らに対して注意を払っていることに関連するものがある。

五位の者が郎等として国へ下っている例としては、尾張国郡司百姓等解第三十条にみえる、藤原元命が下向の度に引率してくる「有官散位従類同不善輩」の一人として五位の天文権博士惟宗是郡（邦カ）がいる。そもそも仮寧令11請仮条において五位以上が畿外に出る際には奏聞を経ることが規定されているが、九世紀には五位以上の者が畿外に出ることや住みつくことへの禁制が重ねて出されている。そして同第三一条によれば、寛和三年（九八七）には「禁制諸国受領吏多率五位六位有官散位雜資趣任事」という太政官符が発せられており、五位に限らずこうした官人層を率いて受領が任国へ赴くことが禁じられている。これは彼らの在地に対する横暴への対策として禁じられたものとみられるが、本条が特に五位以上について述べているのは、受領との力関係の問題によるだろう。十世紀後半以降には、五位以上の者は

勅裁によって刑罰裁定を受けることが指摘されている（義江彰夫「撰関院政期朝廷の刑罰裁定体系」永原慶二・稲垣泰彦・山口啓二編『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会、一九八六）。また諸司・諸家と結びついた者たちは、五位ならずともその一定の庇護下にあったと言える。彼らに対しては、受領も強く出るとは難しかったものとみられる。

尾張国の例のほかにも、五位の人間が受領に付き従っている例は少なくなく（『今昔』一九・三九・二九・七など）、『時範記』承徳三年（二〇九九）三月十五日条の「目代保清朝臣」も五位の人物とみられる（第三八条の【内容と解釈】も参照）。本条の述べるところとは必ずしも一致しないかもしれないが、身の回りに五位の人間も少なくない状況では、彼らとのトラブルを避けるための心がけが必要であったことが窺われる。

### 【関連史料】

尾張国郡司百姓等解第三十・三一条（『愛知県史』資料編七、古代  
二）

### 【参考文献】

阿部猛『尾張国解文の研究』（大原新生社、一九七二）、飯沼賢司「在庁官人制成立の一視角」（『日本社会史研究』二十、一九七九）

（大高 広和）